

令和2年9月1日

ご利用者様 各位

茨木市農業協同組合

窓口入金された他店宛小切手類(※)の出金可能時間変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年10月12日(月)より、事務効率化の観点より、現行持出日の翌営業日11時以降としておりました出金可能時間を下記のとおり変更いたします。

諸事情ご賢察のうえ、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 窓口入金された小切手類の出金可能時間の変更について

現行	変更後
持出日の翌営業日 11時以降	持出日の翌営業日 13時以降

2. 窓口入金された小切手類の入金から出金までの流れ

(1) 受入日

ご利用者様が窓口で小切手類を入金された日です。

(2) 持出日

窓口入金された小切手類を当組合が手形交換に持ち出す日で、大阪手形交換所区域内であれば、原則受入日の翌営業日となります。

(3) 出金可能時間

持出日の翌営業日の13時以降です。支払金融機関にて決済できることを確認した後、払い戻しが可能となります。

※窓口入金された他店宛小切手類…他行の小切手、配当金領収証、支払通知書等

以上

詳しくは、お取引の当組合本支店にお尋ね下さい。